

新旧対照表

※ :改正部分

改正前	改正後
法第 34 条第 1 号（公益上必要な建築物）の運用基準 (平成 27 年 4 月 1 日施行) 最終改正 令和 2 年 5 月 1 日施行 1～2 (略)	法第 34 条第 1 号（公益上必要な建築物）の運用基準 (平成 27 年 4 月 1 日施行) 最終改正 令和 8 年 1 月 1 日施行 1～2 (略)
3 各施設の基準	3 各施設の基準
(1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校並びに公立の高等学校及び中等教育学校 ア (略)	(1) 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は公立の高等学校若しくは中等教育学校に限る。） ア (略)
(2) 家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所 ア及びイ (略)	(2) 保育施設（家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所又は乳児等通園支援事業所に限る。） ア及びイ (略)
(3) 社会福祉施設（別表に掲げる施設に限る。） ア及びイ (略)	(3) 社会福祉施設（別表に掲げる施設に限る。） ア及びイ (略)
(4) 診療所及び助産所 ア (略)	(4) 医療施設（診療所又は助産所に限る。） ア (略)
4 予定建築物の規模 予定建築物の高さは、10 メートル以下とすること。ただし、建築基準法別表第 4 第 1 項(は)欄及び(に)欄(1)の基準を満たしている場合は、この限りでない。	4 予定建築物の高さ 予定建築物の高さは、10 メートル以下とすること。ただし、建築基準法別表第 4 第 1 項(は)欄及び(に)欄(1)の基準を満たしている場合は、この限りでない。
5 (略)	5 (略)

別表

施 設	根拠法
障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に限る。), 放課後児童健全育成事業所, 保育所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
老人デイサービス事業所, <u>老人短期入所事業所</u> , 小規模多機能型居宅介護事業所, 認知症対応型老人共同生活援助事業所, 複合型サービス福祉事業所, 老人デイサービスセンター, <u>老人短期入所施設</u> , <u>特別養護老人ホーム</u>	老人福祉法(昭和38年法律第133号)
障害福祉サービス事業所(生活介護事業所, <u>短期入所事業所</u> , 自立訓練事業所, 就労移行支援事業所, 就労継続支援事業所又は <u>共同生活援助事業所</u> に限る。), <u>障害者支援施設</u> , 地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

※入所系施設は、定員30人未満に限る。

別表

施 設	根拠法
障害児通所支援事業所(児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。), 放課後児童健全育成事業所, 保育所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
老人デイサービス事業所, <u>老人短期入所事業所</u> , 小規模多機能型居宅介護事業所, 認知症対応型老人共同生活援助事業所, 複合型サービス福祉事業所, 老人デイサービスセンター, <u>老人短期入所施設</u> , <u>特別養護老人ホーム</u>	老人福祉法(昭和38年法律第133号)
障害福祉サービス事業所(生活介護, <u>短期入所</u> , 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援又は <u>共同生活援助</u> に限る。), <u>障害者支援施設</u> , 地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

※入所系施設は、定員30人未満に限る。